日光市展示会等出展事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内の中小企業者、小規模企業者等の新たな販路、事業の提携先等の開拓のため、展示会等への出展に伴う経費の一部を支援することにより、中小企業者、小規模企業者等の資質の向上を図り、もって本市の産業振興に資することを目的に交付する日光市展示会等出展事業費補助金（以下「補助金」という。）について、日光市補助金等交付規則（平成１８年日光市規則第５９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　展示会等　取引先及び事業の提携先の開拓、受注及び発注の機会の確保等を目的に、県外及び海外で開催される展示会、見本市、商談会等をいう。ただし、一般消費者への商品等の販売を主たる目的とするものを除く。

(２)　中小企業者　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者をいう。

(３)　小規模企業者　中小企業基本法第２条第５項に規定する小規模企業者をいう。

　（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(１)　市内に住所を有する中小企業者、小規模企業者又は個人事業者であって、製造業、卸売業又は小売業（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）の適用を受ける業種その他市長が不適当と認める業種を除く。）を営むもの（以下「中小企業者等」という。）

(２)　複数の中小企業者等で構成する団体、協同組合等であって、市内に主たる事務所を有するもの（以下「団体等」という。）

２　補助対象者（団体等にあっては、当該団体等を代表する者）は、市税及び公共料金を完納しているものとする。

　（補助対象事業）

第４条　補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とし、その内容は、当該各号に定めるとおりとする。

　(１)　県外出展事業　県外で開催される展示会等へ出展する事業

(２)　海外出展事業　海外で開催される展示会等へ出展する事業

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助対象事業としない。

（１） 国又は県の補助金等を受けて、展示会等へ出展する事業

（２） 過去にこの補助金を受けて出展した展示会であって、開催内容及び主催者が同一のものへ４回以上出展する事業

（補助対象経費）

第５条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

(１)　参加料、出展小間料、小間の装飾工事代、備品使用料等の展示場等の設置に要する経費

(２)　展示品、パンフレット等の運搬に要する経費

(３)　出展、商談等にかかる通訳、翻訳等に要する経費（海外出展事業に係る補助金に限る。）

(４)　航空運賃、宿泊代等の渡航に要する経費（海外出展事業に係る補助金に限る。）

(５)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める費用

　（補助金の額等）

第６条　補助金の額は、補助対象経費の合計額に２分の１を乗じて得た額（１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、県外出展事業にあっては１０万円を、海外出展事業にあっては２０万円を上限とする。

２　前項の補助金は、一の補助対象者に対し、それぞれの補助対象事業について一の年度１回限りとし、予算の範囲内で交付する。

（補助金の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする補助対象者は、展示会等の開催日の１５日前までに、規則第４条に定める補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

　(１)　事業計画書（様式第１号）

　(２)　収支予算書

　(３)　団体等の概要書（様式第２号）。ただし、団体等が申請する場合に限る。

　(４)　展示会等の開催要領及び出展申込書の写し

　(５)　市税及び公共料金の納付状況に関する調査の同意書（様式第３号）

　(６)　その他市長が必要と認める書類

２　前項の交付申請書の提出を行うに当たり、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

　（実績報告）

第８条　補助対象者は、補助対象事業を完了したしたときは、規則第１３条に定める補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

　(１)　事業実績書（様式第１号）

　(２)　収支決算書

　(３)　展示会等に出展したことが確認できる写真

（４）補助対象経費に係る領収書等の写し

　(５)　その他市長が必要と認める書類

２　交付申請をした者のうち前条第２項ただし書に該当する者は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第９条　補助対象事業完了後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（様式第４号）により速やかに市長に報告しなければならない。

２　市長は、前項の報告があった場合には、消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する

　　附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

様式第１号（第７条、第８条関係）

事業計画（実績）書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 展示会等の概要 | 名称 |  |
| 主催者 |  |
| 開催期間 | 　年　　月　　日（　 ）～　　　年　　月　　日（　 ） |
| 開催場所 | （住所）（施設等の名称） |
| 出展の概要 | 出展の目的 |  |
| 出展の内容 | （開催内容及び主催者が同一の展示会等の場合、その出展回数：　　回目） |
| 期待される効果 |  |
| 出展期間 | 　　　年　　月　　日（　 ）～　　 年　　月　　日（　 ）【　　日間】 |
| 出展小間数 | 小間　（展示会等の全体の小間数　　　　小間） |
| 小間の料金（１小間当たり） | 円 | 小間の規格（１小間当たり） | （間口×奥行×高さ）ｍ×　　ｍ× 　ｍ |
| 所要経費予 算（決 算） | 項　目 | 費　用 | 内　　　容 |
| 出展費 | 円 |  |
| 輸送費 | 円 |  |
| 役務費 | 円 |  |
| 渡航費 | 円 |  |
| その他 | 円 |  |
| 合計 | 円 |  |
| 申請の担当者 | （氏名）　　　　　　　　　　　（電話番号）（E-mail） |

様式第２号（第７条関係）

団　体　等　の　概　要　書

|  |  |
| --- | --- |
| 団体等の名称 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 代表者の会社等の名称 |  |
| 規約等の有無 | 　　　　　　有　　　　・　　　　無 |

|  |
| --- |
| 構成員の概要 |
| 業種 | 氏名又は名称及び代表者 | 住所又は所在地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※団体等の名簿及び規約等の写し（規約等がある場合に限る。）を添付してください。

様式第３号（第７条関係）

市税及び公共料金の納付状況に関する調査の同意書

日光市長　　　様

私は、日光市展示会等出展事業費補助金の交付申請書の提出に関して、次の市税及び公共料金の納付状況の調査を受けることに同意します。

１　市税

２　水道料金・下水道使用料

３　し尿汲取手数料

　　年　　月　　日

住　　　所

名称及び

　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

様式第４号（第９条関係）

消費税仕入控除税額報告書

年　　　月　　　日

日光市長　様

住所

氏名　　　　　　　　　　　　㊞

年　　月　　日付け　　　第　　号で額の確定通知があった日光市展示会等出展事業費補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したので、日光市展示会等出展事業費補助金交付要綱第９条第１項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 金額 |
| １ | 補助金の確定額（補助金等確定通知書により通知した額） | 円 |
| ２ | 補助金の額の確定時における消費税仕入控除税額 | 円 |
| ３ | 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 円 |
| ４ | 補助金返還相当額（３の額から２の額を差し引いた額） | 円 |

添付書類　積算の内訳書